

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	土木部	監理課	H29.4.1	建設業情報管理システム電算処理業務	単価契約	東京都中央区築地2-11-24 一般財団法人 建設業情報 管理センター 理事長 糸川昌志	建設業者の許可及び経営事項審査に係る情報処理システムを開発・ 運用しているのは同センターのみであり、他に同様のシステム運用を 行っている団体等は存在しない。 なお、国及び他都道府県も本県同様、同センターとの契約により業務を 実施している(契約単価は全国一律)。	第167条の2 第1項第2号
2	土木部	監理課	H29.7.28	海砂採取区域における掘削状況調査業 務委託	2,052,000	長崎市元船町17-1 (一社)水産土木建設技術セ ンター 長崎支所 支所長 荒川 敏久	本契約は、行政手続法第36条の3の規定による行政処分の請求に対 応するため、海砂採取区域における採取後の海底状況を確認するた めの調査委託業務である。 今回の調査は、従来のマルチビーム機能より高い精度で検証する必用 があるため、全国で唯一、最新型の「インターフェロメトリ音響測深機」※ を所持する「水産土木建設技術センター」と随意契約する。 なお、作業日数の縮減等による大幅に経費節減が見込まれる。 ※「インターフェロメトリ音響測深機」 サイドスキャンソナー機能(海底の状況・性状把握)とマルチビーム機 能(水深データの取得)を併せ持った最新型機械で、1回(同時撮影)の 工程で済ませることができる。 米軍が開発した機能をベースに、「Edgetech」が作製し、全国で(一社) 水産土木技術センターのみが所持。	地方自治法施行令第1項 第2号及び7号
3	土木部	建設企画課	H29.4.3	土木部職員等専門研修業務委託	11,930,760	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	本委託は、土木部職員の技術力向上のため、階層ごとや部門ごとでの 研修を行うものであり、受講者の理解をより深めるための実習や演習を 盛り込んだ研修を実施できる環境を有する企業・団体は、(公財)長崎県 建設技術研究センターのほか県内には存在しない。 また、この研修は市町の技術系職員も毎年多数受講しており、県内市 町における土木建築行政の技術水準維持に大きく貢献することから、研 修の企画・運営を行ううえで県内の土木建築行政の情勢に精通した機関 でなければならない。 以上のことから、本委託は随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
4	土木部	建設企画課	H29.6.26	松が枝地区再開発構想検討業務委託	16,740,000	〒856-0834 大村市玖島2-370-7 株式会社 オリエンタルコン サルタツツ 長崎事務所 所長 重中 一人	本業務は、長崎港松が枝埠頭2バース化を見据え、松が枝地区とその 背後地に関する再開発構想を検討するとともに、埠頭背後地への民間 事業者の参入を促すための方策について検討するものであるが、長崎 の海の玄関口に相応しいまちづくりの検討を行うため、豊かな創造力や 確かな技術力、同種業務の実務経験を有し、優れた技術提案が行える 者を選定する公募型プロポーザル方式により受託者を決定する。 従って、プロポーザル審査により選定した優秀者と随意契約を締結す るものである。	第167条の2 第1項第2号
5	土木部	建設企画課	H29.8.2	新公共事業技術情報システム用サーバ 設置場所賃貸借	6,268,320	長崎市出島町11-13 西日本電信電話(株) 長崎支店 支店長 横井 幸博	現在開発中の新PEISは、重要度が高いシステムであるため、災害等の 障害が発生した場合でも、高い業務継続性が求められるものである。 本契約では、災害等により本庁のネットワークが使用できなくなった場 合でも地方機関単独で新PEISを利用した業務ができることを目的とし、 バックアップシステムを配置する施設を賃貸するものである。 この目的のためには、建物の耐震性が高く、回線及び電力を安定的に 供給でき、かつ、地方機関も含めた県庁ネットワークの中心となりうる施 設を選定する必要がある。このような施設は、西日本電信電話株式会社 長崎支店に特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	土木部	建設企画課	H29.10.24	PEIS・電子入札システムサーバ等の新県庁舎移設業務委託	3,067,200	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 一瀬 勝範	本業務は、PEISと電子入札システム等のサーバ現庁舎から新県庁舎へ移設し、稼働確認を行う業務である。現在、これらのサーバは、契約相手方から賃借している機器であり、所有権を持つ契約相手方しか移設することができず、また、当該機器の保守も併せて請け負っている契約相手方しか稼働確認ができないため。	地方自治法施行令 第1項 第2号
7	土木部	都市計画課	H29.7.28	長崎駅舎デザイン基本計画の意図伝達業務委託(その2)	15,059,520	株式会社設計領域 代表取締役 新堀 大祐	長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画が平成27年度に策定され、新しく整備される長崎駅舎については、その基本計画の方針を最大限具現化することが望まれる。 しかしながら、駅舎の設計については鉄道事業者が行うため、県市で策定したデザイン基本計画の設計への反映には、県市と鉄道事業者との意図伝達及び調整が重要となってくる。 その意図伝達及び調整は基本計画の策定に及ぶ経緯や設計条件、デザイン検討会議での議論など基本計画を熟知しているものしかできない。 当業者は本年度以降において調整が必要な課題を把握・認識しており、これまでのデザイン基本計画作成業務を通じた蓄積により、デザイン基本計画との整合を図りながら解決する能力を十分に有している。また、契約直後から設計の進行を急ぐ鉄道事業者と県市との協議・調整を補助することが可能であり、デザイン検討会議とも円滑な調整が期待できる。 よって、県市の意向を十分に反映させたかたちで、遅滞なく事業を推進していくため、検討会議において基本計画の策定に携わり、基本計画を熟知している業者と契約するものである。	第167条の2 第1項第2号
8	土木部	道路維持課	H29.4.24	平成29年度道守育成支援業務委託	2,998,080	長崎市文教町1番14号 国立大学法人 長崎大学 学長 片峰 茂	本業務は、道路施設の維持管理のために必要な技術である「道守」育成を委託するものであり、座学と現場実習を通じて必要な技術を取得した「道守」は、県等が行う道路施設の点検に参加するものである。これらの業務を遂行できるのは、平成20年度から「道守」を育成している実績を有するとともに、県の道路施設に精通し、人材育成を支える豊富な教授陣を有する長崎大学インフラ長寿命化センターのみである。	第167条の2 第1項第2号
9	土木部	道路維持課	H29.5.12	平成29年度長崎県橋梁点検、防災点検支援業務委託	33,858,000	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、県管理の道路橋及び道路沿いの災害危険箇所について、各維持管理計画に基づき点検を実施する業務である。また、経験豊かな県職員OBボランティアを活用したモデル事業に位置づけられており、若年技術者への技術の伝承を図る研修の一環でもある。 この業務を実施するには、民間へ再就職したOBボランティアの協力が必要であるが、県内では(公財)長崎県建設技術研究センターのみがOBボランティアの参加できる機関である。	第167条の2 第1項第2号
10	土木部	道路維持課	H29.9.15	離島における官民連携導入可能性調査	12,960,000	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ総合研究所株式会社 代表取締役 高橋 秀行	対象業務は、長崎県の上五島地域において、道路の維持管理を中心とした地域維持型包括的民間委託の導入の検討、道路以外の分野、小規模改修事業、点検・診断業務等の導入、建設業の林業参入、景観改善事業などの実施可能性検討の調査を行い、建設業の経営安定化の方針を検討するものである。 本業務は技術的に高度で非定型的な業務であり、技術提案の内容や実績を審査して選定することが可能なプロポーザル方式を採用する。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	土木部	道路維持課	H29.10.24	路面下空洞調査業務委託	11,232,000	福岡県福岡市中央区天神3丁目4番7号 ジオ・サーチ株式会社 九州事務所 事務所長 岡本 順平	対象業務は、路面下に発生した空洞を早期に発見することにより、道路陥没事故を未然に防止し、安全かつ円滑な通行を確保するため、調査を行うものである。 これまでの調査は、同種の調査実績がある建設コンサルタントを対象に、指名競争入札を行っていたが、調査精度が高く、コスト縮減に繋がる新技術の導入等が進んできており、技術的評価を行い、最適な事業者を選定することが可能なプロポーザル方式を採用する。	第167条の2 第1項第2号
12	土木部	道路維持課	H30.3.19	平成30年度長崎県橋梁点検、防災点検支援業務委託	34,931,520	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、県管理の道路橋及び道路沿いの災害危険箇所について、各維持管理計画に基づき点検を実施する業務である。また、経験豊かな県職員OBボランティアを活用したモデル事業に位置づけられており、若年技術者への技術の伝承を図る研修の一環でもある。 この業務を実施するには、民間へ再就職したOBボランティアの協力が必要であるが、県内では(公財)長崎県建設技術研究センターのみがOBボランティアの参加できる機関である。	第167条の2 第1項第2号
13	土木部	道路維持課	H30.3.30	平成30年度工事図書・完成図書登録保管業務委託	10,609,920	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、将来に渡って効率的に良好な道路の維持管理を行うため、道路・街路事業で年間に完成予定の約500箇所において、図面や工事写真などの施工管理資料を電子データとして一元的に整理保存し、情報の共有化を図るものである。大量のデータを一元的に管理するには、継続的な保守管理が必要である。(公財)長崎県建設技術研究センターは、システムの保守管理ができる技術者を常時配置し、日常のメンテナンスと長期にわたる継続性・確実性を確保し、必要ときに速やかに道路管理者に資料を提供できる唯一の機関である。	第167条の2 第1項第2号
14	土木部	道路維持課	H30.3.30	平成30年度道路交通情報業務委託	14,716,080	東京都千代田区飯田橋1-5-10 公益財団法人 日本道路交通情報センター 理事長 池田 克彦	(公財)日本道路交通情報センターは、全国の道路交通情報を収集・分析・提供する目的で設立された唯一の機関であり、国土交通省、47都道府県等の地方公共団体及び旧道路関係公団と委託契約を締結しており、他に当該業務を委託できる機関はない。	第167条の2 第1項第2号
15	土木部	港湾課	H29.5.25	平成29年度長崎県港湾漁港施設点検支援業務委託	2,957,040	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、県管理の港湾・漁港施設について、各維持管理計画に基づき点検を実施する業務である。また、県管理の港湾漁港施設及び海岸保全施設の点検を実施する業務であるが、施設の健全度の見極めポイント等を若年技術者へ技術の伝承を図る研修の一環でもある。 この業務を実施するには、民間へ再就職したOBボランティアの協力が必要であるが、県内では(公財)長崎県建設技術研究センターのみがOBボランティアの参加できる機関である。	第167条の2 第1項第2号
16	土木部	港湾課	H30.3.16	平成30年度上五島空港管理業務委託	4,500,000	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1 新上五島町長 江上 悦生	航空法第47条により、空港設置者が行わなければならない空港管理運営業務を包括的には委託できない。そのため、他の長崎県営空港(福江、杵岐、対馬)と同様に長崎県の職員を空港管理事務所に配置する必要があるが、昭和60年の空港開港時の有川町(現在の新上五島町)との協議において、業務を限定して町に委託することで決定しているため。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	土木部	港湾課	H30.3.16	平成30年度小値賀空港管理業務委託	4,500,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長 西 浩三	航空法第47条により、空港設置者が行わなければならない空港管理運営業務を包括的には委託できない。そのため、他の長崎県営空港(福江、杵岐、対馬)と同様に長崎県の職員を空港管理事務所に配置する必要があるが、昭和60年の空港開港時の小値賀町との協議において、業務を限定して町に委託することで決定しているため。	第167条の2 第1項 第2号
18	土木部	河川課	H29.4.1	平成29年度川谷堰堤テンダーゲート管理委託業務契約	1,438,215	佐世保市八幡町4番8号 佐世保市水道事業及び下水道管理者 谷本 薫治	本業務は川谷堰堤に設置されている洪水調節用のテンダーゲートの操作及び付随する諸機械の維持管理を行うものである。 川谷堰堤は佐世保市が管理する水道取水用の堰堤であるが、テンダーゲート及びこれに付随する諸機械及び施設は長崎県が所有する河川管理施設である。 河川管理施設の委託先については、河川法99条により地元市町村に限られており、佐世保市が唯一の相手方となる。 また、テンダーゲート等の操作は、佐世保市水道局川谷ダム操作規程に基づき行われ、洪水時においても確実な対応が期待できる。	第167条の2 第1項第2号
19	土木部	建築課	H29.6.5	「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」(仮称)建設工事の意図伝達業務	20,520,000	佐藤総合計画・INTERMEDI A特定建設関連業務委託共 同企業体 代表構成員 株 式会社 佐藤総合計画 代 表取締役 細田 雅春	◇本業務は、「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」(仮称)建設工事に関し、設計者が工事関係者等に対して、設計意図を正確に伝えるための設計成果図書に基づく設計内容の説明や工事材料・設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討を行い必要な助言等を行うものである。 〈業務内容〉 ・工事請負者及び工事監理者等との打合せや設計図書を補完する説明、デザイン詳細図等の作成 ・設計意図伝達に係る施工図の確認及び仕上げ材料の色彩計画書の作成 ・工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等 ◇本業務は、設計者以外実施できないものであることから、建設工事の現場着手に合わせて設計者と随意契約を行うものである。 (参考) ・国においても、設計意図伝達業務は設計者との随意契約としている。	地方自治法施行令 第1項 第2号
20	土木部	建築課	H29.10.6	新長崎警察署(仮称)建設工事の意図伝達業務	7,668,000	山下・有馬特定建設関連業務委託共同企業体 代表構成員 株式会社 山下設計九州支社 福岡県福岡市博多区御供所町3番21号 常務執行役員支社長 篠島 亮	◇本業務は、新長崎警察署(仮称)建設工事に関し、設計者が工事関係者等に対して、設計意図を正確に伝えるための設計成果図書に基づく設計内容の説明や工事材料・設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討を行い必要な助言等を行うもの。 〈業務内容〉 ・工事請負者及び工事監理者等との打合せや設計図書を補完する説明、デザイン詳細図等の作成 ・設計意図伝達に係る施工図の確認及び仕上げ材料の色彩計画書の作成 ・工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等 ◇本業務は、設計者以外実施できないものであることから、建設工事の現場着手に合わせて設計者と随意契約を行うものである。 (参考) ・国においても、設計意図伝達業務は設計者との随意契約としている。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	土木部	建築課	H30.3.30	建築行政共用データベースシステム利用契約	2,952,288	東京都新宿区神楽坂1-15 一般社団法人 建築行政情報センター 理事長 笹井 俊克	本システムは、建築士及び建築士事務所の登録情報、建築物のストック情報などを総合的に管理し、国、特定行政庁、指定確認検査機関等の情報を共有化するために依頼先が開発したシステムである。指定確認検査機関や建築士、建築士事務所の指導監督、違反建築物対策や既存建築物にかかる各種定期報告・事故対応など建築行政の確立、迅速化のためには、各機関をネット回線で接続した共通のシステムが必要であり、他にこのようなシステムを開発している者はいない。	地方自治法施行令 第1項 第2号
22	土木部	建築課	H30.3.29	宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託	1,198,000	東京都港区虎ノ門三丁目8-21 一般財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 峰久 幸義	○宅地建物取引業免許事務及び宅地建物取引士登録事務等を的確、迅速に処理し業務の効率化を図るとともにシステム化によるオンライン全国一元管理を行うため国及び各都道府県の出資によりシステム整備を行い、システムの管理・運営を(一財)不動産適正取引推進機構へ委託し、平成2年9月より運用を開始した。 これに伴い、同機構が端末機及びプリンターについても、一括導入し、システムと同様に国及び全都道府県と契約を結んでいる。 ○当初より、システムの全国一元化を図る目的で国及び各都道府県が電算処理業務の管理・運営を(一財)不動産適正取引推進機構へ委託しており、他に本業務を行える団体、企業等はなく今後も(一財)不動産適正取引推進機構へ委託することがシステム運用上必要である。	地方自治法施行令 第1項 第2号
23	土木部	建築課	H30.3.30	平成30年度営繕積算システム等整備業務	2,250,396	東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 理事長 春田 浩司	官庁営繕工事の発注者である国土交通省、都道府県及び政令指定都市は、積算業務の適正化・効率化を目的にして昭和58年に協議会を発足させ、積算業務に関するソフトウェアの共同開発・共同利用を進めてきました。 本委託契約の相手方である一般財団法人建築コスト管理システム研究所(以下「コスト研」という。)は、営繕工事積算体系の整備とコスト管理技術に関する全国的な調査研究機関として、また協議会の新たなソフトウェアを開発する実働部隊として、建設省大臣官房(当時)の支援のもと協議会構成員が基本財産を出捐して平成4年9月に大臣認可を受けて設立された法人です。コスト研は、協議会の構成員から積算システムの整備業務を一元的に受託し、毎年その総会で議決された活動計画・年度予算に従い今日まで積算システムの開発等を行ってきています。 このことから本契約は、競争入札に適合せず、当該法人と単独で随意契約をする以外には所期の目的を達成できないものと思量されます。よって、同システムを利用するために、同研究所と随意契約をする必要がありやむを得ない。	地方自治法施行令 第1項 第2号
24	土木部	河川課 (石木ダム建設事務所)	H30.3.30	石木ダム付替県道工事(1)	1,512,000	佐世保市竹辺町15-1 株式会社沖道 代表取締役 前田典則	前工事は、平成27年度末に契約を行ったが、工事を妨害する反対派の行動が激しく、現場への入場を何度も試みたが資機材を搬入することのできない状況が続いたため、双方の安全を考慮し、反対派が常駐していない平成29年1月29日の日曜日の早朝に、重機などの資機材をやっと搬入することができた。 しかし、前工事は事故繰越予算で、年度末の工期が到来すれば、通常は現在搬入している資機材を搬出しなければならないが、再度改めて搬入しようとした場合、より激しい妨害行為が予想されるため、作業員と妨害者の双方の安全面を考慮すると、極めて困難な状況となっている。 以上のことから、今回打切り精算となる前工事は請負者であり、すでに重機を含む資機材を場内に搬入して、継続して工事を実施できる当該契約相手方であれば対応できないため。	第167条の2 第1項 第6号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	土木部	河川課 (石木ダム建設事務所)	H30.3.27	石木ダム付替県道工事(2)	86,292,000	佐世保市川下町277-2 株式会社西日本建設 代表取締役社長 東房昭一	前工事は、平成27年度末に契約を行ったが、工事を妨害する反対派の行動が激しく、現場への入場を何度も試みたが資機材を搬入することすらできない状況が続いたため、双方の安全を考慮し、反対派が常駐していない平成29年1月29日の日曜日の早朝に、重機などの資機材をやっと搬入することができた。 しかし、前工事は事故繰越予算で、年度末の工期が到来すれば、通常は現在搬入している資機材を搬出しなければならないが、再度改めて搬入しようとした場合、より激しい妨害行為が予想されるため、作業員と妨害者の双方の安全面を考慮すると、極めて困難な状況となっている。 以上のことから、今回打ち切り精算となる前工事は請負者であり、すでに重機を含む資機材を場内に搬入していて、継続して工事を実施できる当該契約相手方でなければ対応できないため。	第167条の2 第1項 第6号
26	土木部	河川課 (石木ダム建設事務所)	H29.3.30	石木ダム付替県道工事(3)	1,350,000	佐世保市白岳町1004-4 株式会社興南商工 代表取締役 南 昌幸	前工事は、平成27年度末に契約を行ったが、工事を妨害する反対派の行動が激しく、現場への入場を何度も試みたが資機材を搬入することすらできない状況が続いたため、双方の安全を考慮し、反対派が常駐していない平成29年1月29日の日曜日の早朝に、重機などの資機材をやっと搬入することができた。 しかし、前工事は事故繰越予算で、年度末の工期が到来すれば、通常は現在搬入している資機材を搬出しなければならないが、再度改めて搬入しようとした場合、より激しい妨害行為が予想されるため、作業員と妨害者の双方の安全面を考慮すると、極めて困難な状況となっている。 以上のことから、今回打ち切り精算となる前工事は請負者であり、すでに重機を含む資機材を場内に搬入していて、継続して工事を実施できる当該契約相手方でなければ対応できないため。	第167条の2 第1項 第6号